

伊奈・谷和原丘陵部地区のまちづくり 区画整理通信第1号

創刊にあたって

～茨城県県南都市建設事務所長 半村 和雄～

水海道及び伊奈都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部特定土地区画整理事業につきましては、日頃から格別のご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。さてこの度、権利者の皆様に本事業についてのご理解を深めていただくこと、また様々な話題を提供することを目的として、広報誌を発行することとなりました。今後ともご活用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

土地区画整理審議会（第1回）開催される

過日、第1回土地区画整理審議会が開催されました。皆様にその概要をご報告いたします。

・開催日 平成6年4月28日(金)

・開催場所 サンパレス二葉(筑波郡谷和原村)

・議案及び審議の内容

臨時議長に片山 章委員が選出され、同委員の議事進行により議案第一号「土地区画整理審議会会長及び会長代理の選出」が審議されました。その結果、会

長に川井 洋右委員が、会長代理に鈴木 亮寛委員が、それぞれ選出されました。

発行：茨城県県南都市建設事務所

〒300-12 茨城県牛久市牛久町279-1 千秋ビル6F

TEL 0298-72-8811 FAX 0298-72-8818

平成6年5月31日発行

審議会の運営内容

目的

土地区画整理事業の施行にともなう仮換地指定や換地処分その他の手続きを行うに際して、皆様の意向を十分かつ公平に反映させるための施行者の諮問機関です。

以下のような事項に対して、同意を求めます。

- ① 評価員の選任
- ② 宅地地積の適正化
- ③ 借地地積の適正化
- ④ 宅地の立体化
- ⑤ 特別の宅地の措置
- ⑥ 保留地の決定

以下のような事項に対して、意見を求めます。

- ① 換地計画の作成
- ② 換地計画の変更
- ③ 換地計画に対する意見の内容審査
- ④ 仮換地指定に関する事項
- ⑤ 減価補償金の交付に関する事項

構成及び任期

審議会委員は、土地所有者及び借地権者の中から、選挙で選出される委員と、土地区画整理事業に学識経験を有する委員とで構成されます。

土地所有者委員は15名、借地権者委員は1名、学識経験委員は4名の計20名で今後運営されます。また、委員の任期は5年です。

事業が着々と進行中

平成5年5月31日に建設大臣の認可を受けた本事業も、平成5年12月には一部造成等の工事に着手し、順調に進んでいます。

平成6年度も引き続き工事区域を拡大し、順次造成に入っていきたいと考えておりますので、権利者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、右図面に示してあります工事対象区域の権利者の皆様には、近々土地の借地について職員がお願いに伺いますので、よろしくお願い申し上げます。

